

第1 監査の対象

高御堂公園、西海道公園、青原公園、神屋公園、西浦公園、辻山東公園、前浪公園、四軒家公園、鷺田公園、大垣戸公園、きりんこうえん、桃山3丁目第1ちびっ子広場

第2 監査の期間

平成29年5月10日から平成29年6月30日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、公園の施設の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関する関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 公園の施設の維持管理

- (1) 遊具等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 植栽のせん定、除草、清掃は適切に行われているか。
- (3) トイレ、水飲み場等の管理は適切に行われているか。

2 公園における安全確保

- (1) 遊具等の点検は適切に行われているか。
- (2) 障がい者、高齢者等の利用に配慮がされているか。
- (3) 防犯上の配慮がされているか。

3 公園の財産管理等

- (1) 公園台帳の作成や変更は適正に行われているか。
- (2) 占用許可等の手続きは適正に行われているか。
- (3) 物置、看板等の不法占拠はないか。

第4 監査の結果

高御堂公園始め 12 公園について調査を行った結果、公園の施設の維持管理を始め安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。

しかし、一部の公園において次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 公園の施設の維持管理

ア 施設が破損していたもの

トイレの電気配線ボックスのふたが紛失していた。

(四軒家公園)

(2) 公園における安全確保

ア 電気設備の管理が適切でないもの

地元区で設置した電気配線が、滑り台踊り場から手の届くところに配線されていた。

(神屋公園)